

公教育としての道德教育に期待すること

— 何について考え、議論するのか —

オンラインセミナー「公教育としての道德教育に期待すること—何について考え、議論するのか—」報告

上地 完治（琉球大学）

1. はじめに

第3回オンラインセミナーは企画段階から道德の理論や歴史に比重を置いたテーマで実施することが決まっていた。企画担当者として、「では、誰を招聘して話が聞きたいか」と考えたとき、すぐに脳裏に浮かんだのが松下良平先生（武庫川女子大学）でした。ご存じの方も多いと思いますが、松下先生は『知ることの力 — 心情主義の道德教育を超えて —』（2002年）、『道德の伝達』（2004年）、『道德教育はホントに道德的か？』（2011年）など、教育哲学の観点から道德教育について示唆的な著作を多数発表されています。松下先生には道德教育の特質を「道德の複数性」という聞きなれない観点から論じていただき、社会や公教育のあり方といった視座も加えて、「公教育としての道德教育に期待すること」を語っていただきたいと思います。

当日は、まず松下先生に50分程ご講話いただき、その後、講話の内容について司会者（上地）との対談形式でいくつか確認をさせていただきました。そして最後は時間の許す限り参加者から質問を募り、松下先生と直接対話をして議論を深めてもらいました。

松下先生に当日お話しいただいたことは非常に刺激的で、かつ多岐にわたる内容を含んでいたため、そのすべてをこの紙面において再現することは紙面上の制約からも、また報告者の能力の面からも不可能です。そこで、今回はあくまでも報告者の視点から、松下先生にお話しいただいたことを以下の5点にまとめて報告したいと思います。

2. 松下先生のご講話の内容（対談での内容も含む）

（1）「考えない道德」について

道德には正解はありません。なぜなら、道德の内容は多様な解釈に開かれているからです。しかし、授業では子どもたちをつい「正解」へと導いてしまいがちです。これは、教師が子どもたちを正解へと導かなくてはならないとする学校特有の教育観が背後にあるせいです。そして、こうした教育観の下で教えられる道德は、ある種常識的なもので、深く考えなくても直観的にそれが正しいことであると思えるような内容となっています。これは、知的に考えて判断しなくても到達できるという意味で直観的道德であり、非反省的道德と呼べるものです。こうした道德の内容はその場でいちいち考える必要がないほど深い理解に支えられ深く定着しているものだとも言えますが、他方で、そこには「心の教育」という幻想があったり、学習指導要領の内容項目についての誤った考え方も存在しています。

直観的道德（非反省的道德）に対する批判から、「考え、議論する道德」は必要とされたのであり、「批判的道德」が求められているのです。

（2）道德の複数性—伝統的道德 vs リベラリズム道德—

根本的に異質な二種類の普遍的道德が存在していると松下先生は言います。それが、ここで道德の複数性

と呼ばれるものです。道徳はなにも2種類に限定されるものではありませんが、今回のオンラインセミナーではわかりやすいように、伝統的道徳とリベラリズム道徳という代表的な2つに絞って説明されています。

伝統的道徳とは集団や関係性に定位した道徳であり、いつの時代や社会にもあるものと言えます。互助・互惠、思いやり・共感、集団の結束や集団への貢献、あるいは「家族愛」「思いやり」「礼儀」「感謝」等の学習指導要領の内容項目とされるものなどが、その具体的な内容にあたります。共同体道徳（共同体の内部において共通で善いとされていること）のほかに、松下先生はケア倫理もこの伝統的道徳に含めて考えられています。

これに対して、リベラリズム道徳とは、個人に定位した道徳であり、自由、平等、公正、権利といった誰にでも当てはまる普遍的な道徳をめざしているものです。松下先生によれば、リベラリズム道徳は今日では世界標準となっていると言えるそうです。

報告者は当初、このリベラリズム道徳と反省的道徳を同一視していましたが、松下先生との対談の中で、反省的道徳はこの2つの道徳体系（伝統的道徳とリベラリズム道徳）を調停するものだということが判明しました。

また、それらの考え方が根本的に異質で相容れないものであることについては、この後の「お母さんの請求書」の具体的な授業事例を通して再び論じられることとなります。

（3）公教育としての学校教育で道徳教育をおこなうことの意味

明治以降、国家は個人の自由・権利を保障しつつ、一つの主権の下に国民の意思を統合するという課題を抱えていたといえます。個人の自由や権利を保障するという近代的な人権思想は国家であっても否定することはできません。しかし他方、国家には「国家」の統治のために個人を「国民」へと統制する必要があります。松下先生によれば、明治政府が教育勅語によって為そうとしたこととは、まさにこのような課題への対応であったといい、今日でも公教育における道徳教育は、リベラル民主主義という土台の上で国民の結束・連帯をどのように形成するかという難しい課題を継承しているといえます。道徳の教科化は本来、こうした観点からも検討されるべき事柄でした。

（4）公的領域と私的領域における道徳教育の役割

上記（3）の課題を捉えるうえで、公的領域と私的領域の区分が不可欠となります。公的領域とは国家権力が介入する領域であり、全ての人に開かれた領域です。これに対して、私的領域とは国家や政治が介入してはならない領域であり、プライベートな領域です。

公的領域の基本原則の1つに道徳的善についての中立性が挙げられます。公的領域では人々は特定の生き方を強制されてはならず、宗教や政治的イデオロギーについても不偏不党であることが求められます。したがって、「国民道徳」なるものを設定して公的領域である学校において教えることは危うい営みとなります。公的領域においてふさわしい道徳はリベラリズム道徳だといえます。

私的領域でおこなわれる道徳の教育は、人びとの「心の習慣」の基礎をつくるものであり、そこでは宗教や政治的イデオロギーに基づく道徳の教育も可能となります。この私的領域にふさわしい教育として伝統的道徳が挙げられますが、私的領域であってもリベラリズム道徳が必要とされるとも松下先生は述べています。

さらに、公的領域と私的領域における道徳教育の問題は、現代社会における道徳的危機にもつながると松下先生は警鐘を鳴らします。公的領域で伝統的道徳を用いると公共圏の崩壊につながりかねません。ですから、公的領域ではリベラリズム道徳が適していると言えます。しかしながら、では、リベラリズム道徳を私的領域において用いることに問題はないかということそうでもなく、孤立化の促進、関係の希薄化、自助や共助の困難化といった親密圏の崩壊につながる危険性もあります。もちろん、私的領域においてもリベラリズム道徳は大切なのですが、危険性もあるというわけです。だからこそ、反省的道徳による2つの道徳体系の調停が必要となるのです。

(5) 2つの道徳の調停 — 「お母さんの請求書」の授業事例から —

道徳体系の調停を考えるための具体的な事例として松下先生は、NHK「クローズアップ現代+ — “道徳” が正式な教科に 密着・先生は？子どもは？ —」（2018年4月23日）で放送された、「お母さんの請求書」を用いた小学校での道徳授業の事例を取り上げられました。この映像のなかで、お母さんが「0円の請求書」を示した理由を多くの子どもたちが「家族のためだから」「家族の役に立つことがお母さんは嬉しい」などと発言していた中で、「お母さんもお金が欲しかった」と発言した子どもの様子が映し出されていました。この子の発言は、周りの子どもたち、そして家族愛を授業のねらいとしていた授業者によっても受けとめられませんでした。

この教材を伝統的道徳によって解釈すれば、そこに描かれているのは家族愛であり、家族の無償の愛です。授業者もこの観点でしか教材を解釈していなかったようです。しかし、リベラリズム道徳によって解釈すれば、母親の家事を「当然のこと」や「母親の喜び」としてのみ捉える観点には、家庭内での性別に基づく役割分担という問題性や、家族に対する自己犠牲の暗黙の強要という贈与の問題性が明らかとなります。近年問題視されるようになった、学齢期の子どもが家族の世話をしなければならないという「ヤングケアラー」の問題も、こうしたリベラリズム道徳によって見えてくるのであって、伝統的道徳の観点からすれば、子どもであろうと家族の世話をするのは当たり前のこととされてしまうでしょう。また、脱学校論で有名なイリイチが唱えた「シャドウワーク」という観点からも、この問題を捉えることができるでしょう。

もちろん、「お母さんの請求書」において、家族愛を訴える伝統的道徳が間違いだと断じることもできません。ですから、どちらの道徳体系が正しかという問題ではなく、こうした根本的に異質な2つの道徳体系 — より正確に言えば複数の道徳体系 — を、「この場合はどう考えるべきか」「こうした考え方に問題はないか」と常に批判的に考える「反省的道徳」によって調停することが重要なのです。

3. 参加者からの質問・意見・感想

松下先生の大変刺激的なご講話に触発されて、多くの参加者から質問や意見がありました。ここでは紙面の関係から、その質問や意見の一部を紹介したいと思います。

- 「リベラリズム道徳」と「伝統的道徳」の適用を判断する「道徳的思考」とはどのようなものでしょうか。
- 道徳の授業は、教材に描かれた場面ごとにリベラリズム道徳と伝統的道徳に関する適応問題を扱う（調停を扱う）時間と理解してよろしいでしょうか。それぞれの体系について学ぶ時間でもあり得るのでしょうか。
- 「伝統的道徳」と「リベラリズム道徳」という対比は、一見わかりやすいのですが、前者を固定的、所与のものとして捉えさせてしまうというリスクがありそうな気がします。伝統的道徳も、家族ごと、さらには家族内でも個人ごとに前提とする考え方（道徳観）が異なりそうな気がしますので、道徳を所与のものとして捉えるのではなく、討議や熟議によって集団ごと・当事者ごとに生み出されるものとして捉え、伝統的道徳もリベラリズム道徳も双方を常に討議によって再構成され続けなくてはならないものとして捉える必要はないでしょうか？
- お母さんの請求書は、家族の形が多様化する中、授業をするのに配慮が必要な教材です。

また、セミナー後のアンケートにも肯定的なご意見・ご感想を多数いただきました。そのなかに、「理論研究から実践（研究）への接合・問い直しのあるセミナーがあれば、教育現場への激励・見直しと、実践的な勇気がいただけます。」という感想がありました。企画者冥利に尽きる一言でした。

ご参加いただきました会員のみなさま、セミナーの運営を裏で支えてくださったスタッフ、そしてもちろん松下良平先生に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

公教育としての道徳教育に期待すること
——何について「考え、議論する」のか——

松下良平（武庫川女子大学）

●イントロダクション

・道徳教育の方法を考える前提

→道徳とは何か、なぜ学校で道徳教育を行うのか（道徳科を設置するのか）。

Ⅰ 〈考えない道徳〉はどこがまちがっているのか

(1) 道徳に正解はない——「内容」は多様な解釈に開かれている（松下 2022）

・「勇気」……無理、恥ずかしいといった気持ちを振り払って善や正義に向かうこと。

→「勇気」は結果次第では「無謀」や「愚か」になる（悪天候の中での登山）。

→人に同調せず何もしないことも勇気。

・「節制」……大リーガー・大谷翔平選手は、常識外れの「二刀流」を貪欲に追求するために、日々の生活で節制に努め、科学的な練習をハードに積み重ねている。

・「生命の尊さ」……一人ひとりの命はかけがえがないといいながら、コロナ禍で多数の人が治療も受られないまま亡くなっても一時の話題でしかない。

・動物愛護……ペットの死が家族の死のように扱われる一方で、大量の牛・豚・鶏が毎日殺されている。食用として殺すために飼われながら、虐待が厳しく戒められる。

(2) なぜ道徳について考えなくてもよいと思われるのか（松下 2022）

●道徳授業から「考え、議論する」が排除される背景としての学校・教師の「常識」

○教師は子どもたちを正解に導かなくてはならないとする学校特有の教育観

・教科書は習得すべき正解の集成であるとする教材観。教科書はあくまでも思考の材料であるとする見方は想定外。

○すべての子どもを正解に導くためには、教え方や学び方はできるだけわかりやすいものでなければならない（子どもたちに混乱や戸惑いを与えてはならない）とする考え方

・学校や学年・学級ごとの指導の違い・格差をなくし、保護者からのクレームを防ごうとする考え。

・日本各地で独自の進化を遂げている「道徳」授業のローカル・ルール

☞資料を読むのは一度だけ、自分だったらどうするかを尋ねてはいけない、等々の奇妙なルール

↓

●教師にもメリット

・道徳をどのように教えてよいかわからないという悩みから解放される。工夫をしなくてもすみ、（多忙化の中で）時間やエネルギーを使わなくてもよい。授業に不慣れな新人教師でも対応可。

☞（教師と子どもたちの）ウィン・ウィンの関係、（教師と子どもと保護者の）「三方よし」

(3) 考えなくてもよい道徳

●直観的道徳（非反省的道徳）

○非反省的に——事態に（知性を介さず）感情的に反応したかのように——下される道徳判断。

☞「盗みはいけない」「人を殴ってはいけない」「嘘をつくな」「いじめをするな」等々

○周囲の人々（身近な人々や権威があると考えられる人々——子どもにとっての親や年長者、等々）が、環境（社会・文化）や他者にどのように応答するかを観察し、その応答を模倣する中で身につけた習慣に根ざす判断（あるいは感情）。

→（自覚的に道徳教育をしなくても）生活のあらゆる場面で学ばれる。

→日常生活空間（家庭や地域社会での生活）における（無自覚な）道徳教育の重要性。

●「心の教育」という幻想・幻視

・直観的道徳＝当たり前のこと（「ならぬことはならぬ」）を（頭ではなく）「心」に刻み込むのが道徳教育という考え方（「心情主義的な道徳教育」「心を耕す道徳教育」）。

・自己の「心の習慣」に合致した物語には心を揺さぶられるが、合致しなければ、たとえ多くの人が感動した物語であっても、その人の心は揺さぶられない。

●学習指導要領の内容項目についての誤った考え方

- ・個々の「内容」に対応する道徳的価値が予め存在している → その具体的な現れが道徳の副読本や教科書で描かれている → 資料に描かれた振る舞いや人柄を「心」で受けとめれば、その価値を身につけることができる。

●非反省的にみえる道徳判断も、根底のところでは深い理解に支えられている（松下 2002）。

- ・深い理解に支えられていない道徳判断は、いくらことばや映像等でたたき込まれてもタテマエの道徳にとどまり、ホンネの判断にはならない（ex. 「いじめをするな」）。
- ・考えなくてもよい道徳＝実際はその場でいちいち考える必要がないほどに定着した道徳

☞行為の自動化（自由自在）を可能にする習熟。

2 反省的道徳——道徳について「考え、議論する」ことはなぜ必要なのか

(1) 反省的道徳の必要

⇔直観的（非反省的）道徳

＊社会が複雑になり、人々の教養も高度になって、直観的道徳だけでは生きていけなくなった、という答え方も可能であるが、ここでは道徳という文化に着目する。

①学習指導要領「内容」（徳目）の理解・解釈

②モラルジレンマ

- ・異なる価値や複数の選択肢に開かれた状況

③他者への説明

- ・道徳教育の場面
- ・他者と見解が食い違う場面

(2) 道徳の複数性——根本的に異質な二種類の普遍的道徳

●伝統的道徳

- ・集団や関係に定位した道徳
- ・人類という生物学的基盤に根ざした道徳
- ・互惠・互助、思いやり・共感、協力、集団の結束、集団への献身、リーダーへの恭順、集団内での善の共有、集団の掟や規範
 - ☞「家族愛」「思いやり」「礼儀」「感謝」「誠実」「勇気」等々（学習指導要領・道徳科の「内容」）
 - ☞共同体道徳、ケア倫理

●リベラリズム道徳

- ・個人に定位した道徳
- ・自由、権利、平等、公正、普遍の原則、など
- ・「人間」にふさわしい普遍的文化を支える道徳

☞西洋近代社会が教会や絶対君主との闘い（市民革命）を通じて発明し、その後の世界史的闘争（戦争・差別・排除・労働問題等との闘い）を通じて改良され、現在では世界標準になった道徳。

☞世界人権宣言（1948年の国連総会において採択）

3 なぜあえて公教育機関としての学校で道徳教育を行うのか

●公教育における道徳教育、とりわけ教科としての道徳科は、家庭における道徳教育と同じ論理や性格に従う限り、「なくてもよいもの」でもある。特段の意義はないばかりか、家庭の教育責任を曖昧にする。

☞教育勅語の排除とともに戦後日本社会が忘れた問い。

(1) 国家と道徳教育

●立憲主義に立つ国民主権の国民国家が要請するリベラル民主主義

☞リベラリズムが要請する立憲主義、国民主権が要請する民主主義。

●個人の自由・権利を保障しつつ、一つの主権の下に国民の意思を統合するという課題を抱える。

☞リベラリズム……個人の自由・多様化（リベラル左派＝リベラル）vs. 国民の結束・連帯（リベラル右派＝保守）の政治的対立からの中立。

↓

＊公教育における道徳教育はリベラル民主主義という土台の上に、この課題に向き合う必要がある。

(2) 立憲主義国家が前提とする公的領域と私的領域の区別

○公的領域……国家権力・公権力が介入する領域・すべての人に開かれた領域

☞政府や地方公共団体による政治の領域

○私的領域……政治が介入してはならない領域・プライベートな領域

☞家族や身近な人間関係の領域

●公的領域の基本原則

・道徳的善についての中立……特定の生き方を強制してはならない。各人にとってのよき生き方に介入してはならない。

☞宗教や政党イデオロギーの排除・法の支配（立憲主義）……政治（国家権力・公権力の介入）は主権者たる国民（の代表者）が定めた法に従わなければならない。

☞「善」（the good）に対する「正」（the right）の優位

●私的領域における道徳の教育

・私的領域でなされる道徳の教育が人々の「心の習慣」の基礎をつくる。

・私的領域では宗教や政治イデオロギーに基づく道徳の教育も自由におこなえる。

☞私学教育は公教育であっても信教の自由を容認

●公私それぞれの領域にふさわしい道徳

・公的領域……リベラリズム道徳

・私的領域……伝統的道徳

●公的領域で伝統的道徳を用いると大きな問題が発生する。

・縁故、ひいき、恣意的排除やヘイトの蔓延。

・伝統的道徳に支えられた部族集団による国民国家の乗っ取り（国家の崩壊）。

☞トランプ現象

●公教育機関としての学校は基本的に公的領域に属する。そのため学校での道徳教育は、公的領域の基本原則に従う必要がある。私的領域の道徳の教育（家庭における道徳教育）と混同してはならない。

4 道徳科に期待する（すべき／できる）こと

(1) リベラリズム道徳の教育

●国家の崩壊を避けるためだけでなく、国家間の連携・連帯のため、グローバル社会で生きていくためにも不可欠。

○各人の自由・権利の尊重は、日本社会では十分に教えていない。

☞現行学習指導要領では「権利」にはわずかに触れるのみ。義務から自立した権利としての人權、すなわち「人間の固有の尊厳に由来する」（「世界人權宣言」）権利については言及されていない。

●リベラリズム道徳を原則とした応答関係を学校の生活で実践することによって、リベラリズム道徳は身につく。

→「学校の（「教育活動」だけではない）生活全体を通じて行われる」道徳教育

●道徳科でできること……人權、権利（自由権・社会権）の教育

☞差別、いじめ、外国人・移民問題、LGBTQ、労働条件・環境、等々

☞法教育との類似

(2) 道徳についての教育——反省的道徳の実践

・道徳について理解を促し、思考を深め、探究を求める教育。

●教科と呼べる固有の論理（教科内容など）を前提とし、家庭では容易に行えず、かつ国家が直面する課題に対応しているのは、道徳の複数性（伝統的道徳 vs. リベラリズム道徳）への対応。

☞2-(1)の①～③でもよいが、道徳の複数性への対応は道徳科によりふさわしい。

(3) 公的領域と私的領域の間にある学校

●学校は原則としては公的領域に属するが、友人関係などの私的領域も多く伴っている。

●会社から家族まで、あらゆる集団は、多かれ少なかれ公的領域と私的領域の両面をもつ。

☞「個人的なことは政治的なこと」

*社会のあらゆる場面で伝統的道徳とリベラリズム道徳の対立がある。

(4) 何をめぐって「考え、議論する」のか

●リベラリズム道徳と伝統的道徳の違いについての理解。

・日本人は今日でも、公と私の区別についての理解がきわめて不十分（戦前の負の遺産）。

●二つの道徳の調停

○それぞれの状況でいずれの道徳に従うのか（公私いずれの領域とみなすか）という問題。

・対立する道徳的見解の間で対話を通じて一致を模索する。

・見解の異なる他者とあえて一致を求めず、対立したまま共生する。

(5) 検討事例——「お母さんの請求書」の授業（松下 2019 ②：参考資料）

☞ NHK「クローズアップ現代+ —— “道徳” が正式な教科に 密着・先生は？ 子どもは？」（2018 年 4 月 23 日（月））

●贈与と交換

・贈与（純粹贈与）／贈与交換／商品交換のいずれに従うのか。

・リベラル民主主義における劇薬としての贈与。

(6) 教師も子どもと一緒に考えよう

●公教育における道徳教育としての道徳科は必然的に「考え、議論する」こと、すなわち理解と対話を通じた深い学びを要請する。深い学びを排除する道徳教育は、時に他者への暴力となる。

☞「資質・能力」論との整合性

・答えを出す前に考える習慣を。

・（成長の長い時間軸を見据えた）信頼と希望の回復……種をまき、根付けば、あとはいずれ葉が生い茂り、実を結ぶ。

●反省的道徳の実践と哲学実践（哲学対話）との親近性

・P4C の手法と実践（河野 2021）

☞日本学術会議「報告：道徳科において『考え、議論する』教育を推進するために」（2020 年 6 月 9 日）

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/kohyo-24-h200609-abstract.html>

(7) 国民（民）に思考停止と服従を求める日本の道徳的伝統を問い直す

○被統治者としてふさわしい道徳を身につけさせる江戸儒学の伝統。

☞修己治人……儒教は本来は統治者の道徳

●リベラリズム道徳への抵抗という明治国家（江戸儒学）の負の遺産の克服、および伝統的道徳の再評価と適切な位置づけの必要。

☞自己犠牲の暗黙の強要という道徳教育の伝統。

■ 参考文献

松下良平『知ることの力——心情主義の道徳教育を超えて』勁草書房、2002 年。

松下良平『「考え、議論する道徳」は何をかえるのか（連載「特別の教科 道徳」の課題と展望①）』広島大学附属小学校・学校教育研究会『学校教育』第 1220 号、2019 年 4 月、62-63 頁。

——「正解のない道徳——無償の愛はよきものか（連載「特別の教科 道徳」の課題と展望②）」『学校教育』第 1221 号、2019 年 5 月、62-63 頁。

——「正解のない道徳について『考え、議論する』授業（連載「特別の教科 道徳」の課題と展望③）」『学校教育』第 1222 号、2019 年 6 月、62-63 頁。

——「道徳の常識を問い直す（連載「特別の教科 道徳」の課題と展望④）」『学校教育』第 1223 号、2019 年 7 月、62-63 頁。

——「道徳は毒にも薬にもなる（連載「特別の教科 道徳」の課題と展望⑤）」『学校教育』第 1224 号、2019 年 8 月、62-63 頁。

——「生の実相に寄り添う道徳教育へ（連載「特別の教科 道徳」の課題と展望⑥）」『学校教育』第 1225 号、2019 年 9 月、62-63 頁。

——「正解なんてないのに、なぜ教師は正解を求めるのか（コラム：内容項目はいつの時代もどんな状況でもすべて正しいのか）」『道徳教育』第 62 巻第 2 号、2022 年 2 月。

河野哲也『じぶんで考えじぶんで話せることも育てる哲学レッスン（増補版）』河出書房新社、2021 年。